平成２９年（フ）第４３３号
兵庫県尼崎市栗山町２丁目13番１－301号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町８丁目48番16号
債務者　大野　智子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５０号
兵庫県尼崎市稲葉元町３丁目10番６号
債務者　松原　勇気
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８号
徳島県海部郡海陽町大里字宮ノ後57番地５
債務者　中田　光茂
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第１２１号
青森県東津軽郡平内町大字藤沢字人形坂27番地３　藤沢団地Ａ－４
債務者　鳥谷部好史
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５５５号
愛知県東海市富木島町西山田１番地の１　Ａ棟704号
債務者　堀尾　守史
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８２８号
愛知県小牧市大字小牧原新田437番地　タウニィ437　201号
債務者　下玉利浩一
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０３２号
愛知県東海市名和町中前後８番地の２　パークサイドサンアーバン　Ｂ棟203号
債務者　川﨑多美子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０９０号
愛知県春日井市中央台３丁目１番地２　206号棟302号室
債務者　野村　勝裕
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７２号
神戸市垂水区名谷町字猿倉99－３　第二松本ハイツ303号、住民票上の住所神戸市垂水区下畑町字唐ケ谷1815番地
債務者　與那嶺優子
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６００号
神戸市東灘区深江北町４丁目７番７－601号
債務者　宮川　賢斗
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０６号
沖縄県糸満市西崎６丁目３番14－201号　エミリーハウス
債務者　仲間　　彩
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２１７号
沖縄県浦添市内間４丁目22番20号
債務者　仲村渠留美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２２１号
沖縄県浦添市西原５丁目15番10－303号　パークハウス蔵
債務者　前宮　正作
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２２２号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目12番３－201号　コーポ松田
債務者　砂川　直来
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２２３号
沖縄県南城市大里字平良2548番地　ネクステージ琉宮　403号室
債務者　眞境名昌子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２３２号
沖縄県浦添市内間２丁目１番５－302号　コーポマルコー
債務者　賀根村孝志
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部